

## 年金生活者支援給付金制度が始まります

10月1日から、年金生活者支援給付金制度が始まります。年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。**受け取りには請求書の提出が必要**です。案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

### 対象となる人

#### ■ 老齢基礎年金を受給している

次の要件を全て満たしている必要があります

65歳以上/世帯員全員の市町村民税が非課税/前年の年金収入額と  
 その他所得額の合計が 879,300 円以下

#### ■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している

次の要件を満たしている必要があります

前年の所得額が 4,621,000 円以下(扶養親族等の数に応じて増額)

### 給付額(月額)

#### ■ 老齢基礎年金を受給している場合

月額 5,000 円を基準に、保険料納付済期間などで算出され、次の①と②の合計です。ただし、前年の年金収入額とその他所得額の合計が 779,300 円を越える場合、①に一定割合を乗じた額が支給されます。

##### ① 保険料納付済期間に基づく額

$5,000 \text{ 円} \times \text{保険料納付済期間(月)} / 480 \text{ (月)}$

##### ② 保険料免除期間に基づく額

**全額免除、4分の3免除、半額免除の場合**

$10,834 \text{ 円} \times \text{保険料免除期間(月)} / 480 \text{ (月)}$

**4分の1免除の場合**

$5,417 \text{ 円} \times \text{保険料免除期間(月)} / 480 \text{ (月)}$

#### ■ 障害基礎年金を受給している場合

障害等級 2 級 = 5,000 円 障害等級 1 級 = 6,250 円

#### ■ 遺族基礎年金を受給している場合

5,000 円(2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,000 円を子の数で割った金額がそれぞれに支給されます。)

### 請求手続き

#### 1. 平成 31 年 4 月 1 日以前から年金を受給している場合

対象となる人には、日本年金機構から請求手続きの案内が 9 月上旬以降順次届きます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入して返送してください。手続きはお早めに。

#### 2. 平成 31 年 4 月 2 日以降に年金を受給しはじめた場合

年金の請求手続きと併せて、年金事務所や市区町村で手続きをしてください。既に年金の請求手続きを行っている場合は、手続きの必要はありません。

日本年金機構などを装った  
不審な電話や案内に注意!

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

### 給付金専用ダイヤル

☎ 0570 - 05 - 4092

または ☎ 03 - 5539 - 2216

月曜 午前 8 時 30 分～午後 7 時

火～金曜 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

第 2 土曜 午前 9 時 30 分～午後 4 時

第 2 土曜を除く祝日、年末年始は利用

不可

## 修復された千手観音が九州国立博物館に

住友財団が、文化財修復への助成開始から 30 年を記念して、修復された九州・沖縄の文化財を展示する特集展示「文化財よ、永遠に」を開催します。その中で、平成 28 年熊本地震で被災した益城町下陳地区に所在する町指定文化財「龍池山千光寺本尊千手観音菩薩立像」が、復興のシンボルとして九州国立博物館に展示されます。

### 開催期間

9月10日(火)～11月4日(月)(九州国立博物館のホームページをご覧ください)

〒810-0192 福岡県糟屋郡久山町 閩九州国立博物館(NTT ハローダイヤル) ☎ 050 - 5542 - 8600



再び立ち上がった  
千手観音像